

天保三年（一八三二年）十月 資料一八五号
文殊院秀栄退院願の件

解説 文殊院秀栄は老齡、病身のため多聞院へ笠置寺住職辞任の意向を伝えそれにて一件落着と心得て小柳生村にある子院の中宮寺へ移り住んだが、藩の決まりでは住持は入退寺とも藩への願い出が必要で、且つ子院住持との兼務も認められていないため役所の叱責にあった。

この文書は南笠置村庄屋、年寄、末寺代表によるもの。多聞院住持光厳が秀栄の心得違いを責めて文殊院を退院させ、城和領内で住職はさせない、ときつい処分を申し出て、それを南笠置村の庄屋と年寄が多聞院から事情を聞いたところ、秀栄は多聞院に退院を申し出したことで一件落着と考えていたとし、それを心得違い、他寺との兼任も不埒の至りであるがこれまで通り文殊院住持としておきたいと役所へ取りなす形を取っている。

この処置が効いたのか、その後も秀栄の名は寄託資料に出てくるので、おそらく謹慎の上、引き続き文殊院住持として残ったのであろう。

秀栄はその後、天保十一年三月に自己の死後の冥福を願い、逆修の墓石を上人墓に造り、その実績をもとに、その六月に古市奉行所に老衰の為として、福寿院、多聞院經由で隠居届けを出している。しかしこれも認められなかったようで、弘化三年（一八四六年）にまたまた老衰を理由に法全を後任にする願いを提出している。秀栄が亡くなったのは嘉永二年（一八四九年）の事である。

原文

包紙の表紙書

天保三辰年（一八三二年）十月廿八日、古市
御役所様へ

笠置寺多聞院

文殊院

并末寺

村役人共

仰付之御書附写 但し八右衛門殿方□入有之□御座候

覚

笠置寺

多聞院

光厳

文殊院秀栄退院願之義、頼を

請置なから、右之頼書役所へ差出不申、
右秀栄義心俣ニ退院仕候旨之届書
差出、猶又住職中、他領小柳生村
中宮寺致兼住居候ニ付、笠置寺へ
呼戻し候筋之書面ニ役所之義を猥ニ
認遣候末、文殊院退去不致、秀栄
方ニ中宮寺と認遣候義も有之、重々
心得違之事ニ候、尚又秀栄義は
致退去候心得ニテ我物跡ニ参候筋、
不法之義を申張、剩打擲仕掛候
義ニ有之、法中ニ有間敷強氣之
致方不許之処御法之限而依之
城和御領内ニ而寺院住職差留、
退院申付候、

文殊院

秀栄

笠置寺之儀は入院退院共役所江
申出、聞濟之上進退可致仕来リ之処、
心俣ニ致退院候方、多聞院より
届出候ニ付相糺候所、秀栄義近比
病身ニ而笠置寺住職難仕候ニ付、
退院之儀相願呉候様、多聞院江
相願置、右ニ而相濟候儀と相心得、他領
小柳生村中宮寺江引取候旨被申立候、
笠置寺之儀へ寺格有之義ニ付、退院
願聞濟之義、承知之上引取可申答之処
無其義、右体之振舞心得違之事ニ而
誠ニ文殊院住職中中宮寺致
兼住候趣も相聞、彼是不埒之至ニ付、
急度叱渡、是迄之通ニ文殊院住職
申付候、爾来無心得違様可被致候

南笠置村

庄屋

年寄

笠置寺末寺

同村

安樂寺

祐識

西福寺

秀本

神宮寺

通懂

笠置寺之義ハ当寺無住勝之上、

文殊院

秀栄義老僧ニ付、当分之所、何も

申續、笠置寺取請方之儀、氣を

附可申候

辰（天保三年、一八三二年）十月